

1 議会基本条例の制定に向けて

- ・ 議会基本条例案のパブリックコメントのまとめについて、提出意見に対する「議会の考え」の正副委員長案が示され、承認された。あわせて、本市議会における関係例規の体系図についても掲載の承認を得た。

2 反問権について

- ・ 反問権について再度意見交換を行い、その範囲を「質問又は質問者に対する確認に留めること」に制限しないことを確認した。なお、条例文案は変更せず、経過の「・なお、反問権の範囲は、質問又は質問者に対する確認に留めることとします。」（以下、このページにおいて「なお書き」という。）を削除することで、修正の承認を得た。

【反問権についての主な意見】

- 反問権の範囲を広げるため、第9条中の「論点の明確化を目的として」を削除し、単に「反問することができる」という条例文案としてはどうか。また、これに伴い、経過のなお書きについても削除してはどうか。
- 経過のなお書きを削除することで、反問権の範囲に係る制約は取れると考える。わかりやすい条文にするという意味からも「論点の明確化を目的として」という文言は、条例文案に入れておいたほうがよい。

3 その他

特になし